

# 洗濯料単価契約書(案)

沖縄県中央食肉衛生検査所 所長 大城 哲也(以下「甲」という。)と●●●●●●●  
●●●●●●●●(以下「乙」という。)との間に、と畜検査、食鳥検査及び精密検査  
時に着用した作業衣(上衣、下衣)及び白衣の洗濯に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、次の各号の場所において、と畜検査員及び食鳥検査員が検査時に着用した  
作業衣を乙に提供し、乙はこれを受け取り洗濯して甲に納品(引渡し)するものとする。

- (1) と畜場 ((株)沖縄県食肉センター内 中央食肉衛生検査所と畜検査員室)
- (2) 事務所 沖縄県中央食肉衛生検査所

第2条 作業衣の洗濯する単価は、次のとおりとする。

品名	単位	単価
作業衣(上)	1枚	円
作業衣(下)	1枚	円
白衣	1枚	円

(上記契約単価は「取引にかかる消費税及び地方消費税の額を含んでいないため、支  
払時において契約単価に実施数量を乗じ10パーセントを加算した金額を支払うものと  
する。)

- 2 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項により、●●●●●●円とする(又  
は免除する。)。

第3条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、  
この契約に係る予算の減額または削除があった場合、甲は契約の一部または全部を解  
約できるものとする。

- 2 前項ただし書きの場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その  
責務を負わない。

第4条 洗濯物の納品(引渡し)は1週間で3回以上、甲の開庁時間内とし、当日のと畜  
検査、食鳥検査及び精密検査に支障がない方法で行わなければならない。

第5条 洗濯物の納品(引渡し)については、と畜場及び事務所において当所職員(検査  
員)の立会いのもとに行うものとする。

第6条 洗濯物については、他の一般洗濯物に影響を与えない方法で洗濯を行わなければ  
ならない。

第7条 洗濯物に破損、紛失等の損害が乙の責任において生じた場合は、納品（引渡し）時点の評価額で乙はその責任を負うものとする。

第8条 この洗濯料金の請求は、所定の請求書によって行うものとする。

2 乙は、洗濯料金の請求を原則として月1回行うものとし、甲は請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

第9条 消費税額及び地方消費税額において税率に変動がある場合は、甲乙協議の上、これを改定するものとする。

第10条 乙は労働争議、その他やむを得ない事情で業務を遂行できなくなった場合は、業務代行者を指定し、甲の承認を得て業務を遂行させなければならない。

第11条 乙が本契約の条項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

第12条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第13条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)

が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき、本契約を解除することができる。

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第15条 人件費等が契約年度当初の想定を上回った場合において、委託料の変更をする必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

第16条 本契約の定める事項について、甲乙協議の上、これを変更することができるものとし、本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 3 月 日

甲 南城市大里字大里2015番地  
沖縄県中央食肉衛生検査所  
所長 大城 哲也

乙